

	要件	控除額 (個人住民税)	控除額 (所得税)
寡婦控除	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 夫と死別（離婚）した後再婚していない人で、扶養親族や生計をともにしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子のあるかた 夫と死別した後再婚していないかたで、合計所得金額が500万円以下のかた 	26万円	27万円
特別寡婦控除	<p>上記の1にあげる人（扶養親族である子を有する場合に限りま す。）に該当し、かつ合計所得金額が500万円以下のかた</p>	30万円	35万円
寡夫控除	<p>次のすべてに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 妻と死別（離婚）した後再婚していない人で、生計をともにしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子があること 合計所得金額が500万円以下であること 	26万円	27万円